

世界文化遺産富士山包括的保存管理計画（2016年改定版）の概要

目次		記載内容（概要）
第1章	包括的保存管理計画の目的・計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の目的（複数の部分から成る資産を「<u>ひとつの存在 (an entity)</u>」として一体的に管理するとともに、「<u>ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)</u>」としての管理手法を反映した保存・活用） ・ 計画策定・改定の経緯（<u>第37回世界遺産委員会決議 (37.COM 8B.29)</u> 及び <u>世界文化遺産富士山ヴィジョン・各種戦略等</u>の内容を反映し、<u>全体的な改定を実施</u>） ・ 計画の構成・構造 など
第2章	顕著な普遍的価値の言明及び構成資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>顕著な普遍的価値の言明</u>（第37回世界遺産委員会決議 (37.COM 8B.29)） ・ 顕著な普遍的価値を表す構成資産及び構成要素の位置づけ及び概要 ・ 構成資産の範囲設定の考え方、<u>浅間神社及び胎内樹型の選択基準</u>並びに<u>構成資産及び構成要素相互の関係性・つながり</u> など
第3章	資産及びその周辺環境の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産及びその周辺環境に共通する現状・課題（①開発・都市基盤施設の整備、②環境変化、③自然災害、④来訪者及び観光、⑤その他の5つの分野から整理） ・ 各構成遺産及び構成要素に固有の現状・課題（<u>「ひとつの存在 (an entity)」</u>及び<u>「ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)」</u>の観点から整理）
第4章	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①顕著な普遍的価値の保存管理、②周辺環境との一体的な保全、③整備・公開・活用の促進、④体制の整備・運営、⑤行動計画の策定・実施、⑥<u>資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～</u>から成る6つの基本方針を策定 ※①～⑥の基本方針に基づく具体的内容を第5章～第10章に記述。
第5章	顕著な普遍的価値の保存管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『信仰の対象』の側面に基づく「<u>登拝・巡礼の場</u>」及び『芸術の源泉』の側面に基づく「<u>展望地点・展望景観</u>」の2つの観点並びに「<u>ひとつの存在 (an entity)</u>」及び「<u>ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)</u>」としての管理手法を反映した「資産」の保存管理の方向性、個々の構成資産の保存管理の方法及び課題を解決するための施策 ・ 資産を保存管理する上で適正な運用・実施が必要とされる法令及び各種計画
第6章	周辺環境との一体的な保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)</u>」としての管理手法を反映した一体的保全の方向性、保全の方法及び課題を解決するための施策（緩衝地帯及び保全管理区域に区分） ・ 周辺環境を保全する上で適正な運用・実施が必要とされる法令・制度等及び各種計画
第7章	整備・公開・活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>世界遺産センター</u>を中心とした調査・研究の推進 ・ その成果に基づく資産の整備・公開・活用を適切に進める上での方向性及び具体的な方法
第8章	体制の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山世界文化遺産協議会を中心とした保存管理の組織体制などの体制の整備・運営の在り方 など
第9章	行動計画の策定・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の保存管理及び緩衝地帯・保全管理区域の保全に係る諸事業を「行動計画」として策定（<u>事業の実施主体、実施方法、工程（実施済・中期・長期）</u>等について、図表等を用いて<u>具体的に明示</u>）
第10章	<u>資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産への影響及び施策の評価のための経過観察指標の特定（視点場における景観阻害要因数 など） ・ 実施の周期・主体 など